

適格請求書発行事業者とは

解説 インボイス制度

司法過疎サポートネットワーク



消費税の納税義務について

消費税は

- ・国内において
- ・事業者が
- ・事業として対価を得て行う
- ・資産の譲渡、貸付け、サービスの提供等

に対して課税されます。

消費税法で言う「事業」では、規模は全く関係ありません。上記4要件を満たす取引であれば、取引の規模に関わらず、資産の譲渡等の際に消費税を預かる義務が法律で定められています。

しかし、消費税では、原則として2年前の

課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。つまり、

①左記4要件を満たす全ての取引について、消費税を預からなければならぬ

②ただし、消費税を預かった事業者のうち、小規模な事業者については消費税の納税義務が免除される

というのが、消費税法の法律構成になります。

消費税の免税事業者であっても、消費税法的には、消費税を預かるのが正しいのです。

独占禁止法違反？

「インボイスを発行しない事業者は取引しません」「インボイスが無い場合は取引条件を見直します」と言われました…これはアリですか？

インボイスを理由に、取引先・下請けに対して

- ・適格請求書発行事業者になることを要求する

- ・価格の引き下げ要求する

- ・一方的に取引を打ち切る

事を強制する事は、下請法違反や独占禁止法が禁止する「優越的地位の濫用」に該当する可能性があります。

とはいっても、商売は相手が居て初めて成り立つもの。下請法や独占禁止法を盾に争う事は、商売上好ましくありません。

相手との関係を考えて、適格請求書発行事業者になるかどうかを検討しましょう。



インボイス制度

なぜ適格請求書（インボイス）が必要なの？

消費税の免税事業者（今まで消費税を納めていなかった事業者）が、適格請求書（インボイス）発行事業者になると、売上高等に関わらず、消費税の申告納税義務が発生します。

1. 納めないけれど受け取る消費税

売上先から「インボイスの登録事業者になって欲しい」という相談を受ける事業者が増えています。

なぜ、インボイスが必要なのでしょうか。

前述の通り、売上と併せて消費税を受け取る事と、納税する義務は別です。

小規模事業者（売上が1,000万円/年以下等の要件あり）の場合、消費税を計算・申告する事務負担を考慮して、消費税の納税義務が免除されています。

つまり、小規模事業者は

- ・消費税を受け取っても良い
- ・受け取った消費税を納めなくても良い

ことになります。

ただし、令和5年10月から施行されるインボイス制度では、この「納めないけれど受け取る消費税」が問題となります。

2. 売上先が原則課税のケースがポイント

ここで、インボイスを必要とする側、商品・サービスを買ってくれる売上先に目を向けてみましょう。

消費税の計算には、「原則課税」と「簡易課税」があります。

売上高が5,000万円/年を超える会社は、原則課税しか選べません。つまり、「売上先の」売上高が、5,000万円/年を超えていれば、その売上先は消費税を原則課税で計算しています。

3. ぬいぐるみ工房の事例

下の図を見てみましょう。

当社は「ぬいぐるみ工房A社」です。

売上先は「雑貨店B社」で、消費税を原則課税で計算して、消費税を納税しています。

雑貨店B社は、ぬいぐるみ工房A社からぬいぐるみを11,000円（うち消費税1,000円）で仕入れます。

雑貨店B社は、消費者に対して、ぬいぐるみを14,300円（うち消費税1,300円）で販売します。

そして、雑貨店B社は、

「消費者から預かった消費税額1,300円」

から

「ぬいぐるみ工房A社に支払った消費税額1,000円」

を差し引いた、300円を国に申告納税します。

ここで、ぬいぐるみ工房A社がインボイス（領収書）を発行しなかった場合、雑貨店B社は、ぬいぐるみ工房A社に支払った消費税1,000円を差し引くことができないため、消費者から預かった1,300円を国に申告納税しなければなりません。

売上先がインボイスを必要とするのは、これが理由です。

～ぬいぐるみ取引の流れ（イメージ）～



インボイス制度



消費税の計算方法とインボイス

消費税を原則課税で計算している売上先

インボイスは、消費税を原則課税で計算している売上先に対して商品販売・サービス提供等を行った場合に、売上先が必要とすることがわかりました。

この「インボイスが欲しい」売上先に対してインボイスを発行しなかった場合はどうなるのでしょうか。

消費税の原則課税では、

1. 売上時に受け取った消費税(受取消費税)
2. 仕入・経費を支払った際に支払った消費税(支払消費税)

の、受取消費税から支払消費税を差し引いた残りを、国に納税します。

売上先にインボイスを発行しなかった場合、売上先は支払った「支払消費税」を消費税の計算上差し引くことができませんが、法人税の計算上差し引く事ができます。

上記のぬいぐるみ工房の例ですと、1,000円を消費税の計算上差し引けない代わりに、法人税の計算上1,000円を経費に算入する事になります。

インボイスを発行すると、1,000円支払って1,000円まるごと消費税納税額が安くなります。インボイスを発行しない場合、法人税の実効税率は約23%ですから、1,000円支払って230円分法人税が安くなります。

以上を整理すると、適格請求書発行事業者になるかどうかの判断のポイントには、下記のようなものが挙げられることになります。

1. もともと消費税の納税義務がある → 適格請求書発行事業者にならない理由が特に無い
2. 売上先が消費税を原則課税で計算しているかどうか
3. 取引先がインボイスを必要としているかどうか
4. 消費税の納税負担・記帳負担・申告書作成負担等をどう考えるか

消費税を簡易課税で計算している売上先・免税事業者

消費税には、簡易課税という計算方法もあります。売上先が簡易課税の場合はどうでしょうか。

消費税の簡易課税では、

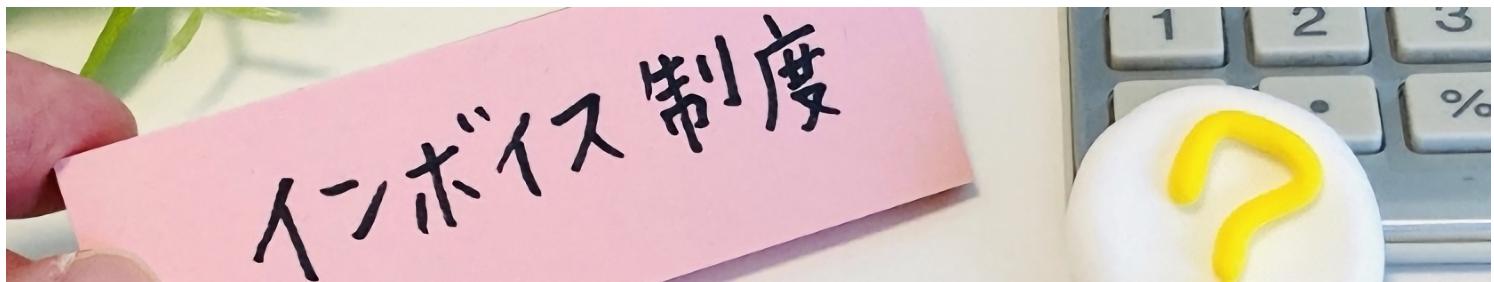
1. 売上時に受け取った消費税(受取消費税)
2. 1.の受取消費税に、業種区分毎に定められた割合を掛けて計算した金額（概算の支払消費税）

の、受取消費税から概算した支払消費税を差し引いた残りを、国に納税します。

したがって、仕入・経費を支払った際の消費税額を、消費税納税額の計算上使用しません。

インボイスは、売上先が「いくら消費税を支払ったか」を証明する証憑ですので、売上先が簡易課税を採用している場合、インボイスを必要としません。

また、売上先が消費税の免税事業者や消費者の場合は、そもそも消費税を計算しませんので、インボイスを必要としません。



適格請求書（インボイス）発行事業者

適格請求書発行事業者になる時の注意点を見ていきましょう。

1. 登録申請	2. 適格請求書（インボイス）の種類	3. 適格請求書の記載事項	4. 適格簡易請求書の記載事項
<p>適格請求書（インボイス）を発行するためには、必ず「適格請求書発行事業者」になる必要があります。</p> <p>「適格請求書発行事業者」でない者が、適格請求書（インボイス）を発行すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される可能性があります。</p> <p>「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請手続きが必要です。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。</p> <p>登録申請手続きを行うと、税務署による審査を経て、登録番号などの通知及び公表が行われます。</p> <p>インボイス制度が始まる令和5年10月までに適格請求書発行事業者になるためには、遅くとも8月末までには登録申請手続きを行っておいたほうが良いでしょう。</p>	<p>適格請求書（インボイス）には2種類あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格請求書 ・適格簡易請求書 <p>このうち、適格簡易請求書を発行できるのは、「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」に限られます。小売業・飲食店業・写真業・旅行業・タクシー業・駐車場業などが該当します。</p>	<p>適格請求書には、下記の項目を記載する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） 	<p>適格簡易請求書には、下記の項目を記載する必要があります。現在使用されているレシートの代わりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 <p>消費税額等の端数処理は、税率毎に1回ずつとなります。</p>

適格請求書
（株）○○御中 ←⑥
請求書
△△商事㈱
登録番号 T 012345...
11月分 131,200円 × × 年 11月 30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
:	:	:
合計	120,000円	消費税 11,200円
8 % 対象	40,000円	消費税 3,200円
10 % 対象	80,000円	消費税 8,000円

① → * 軽減税率対象

② 適格簡易請求書
スーパー○○
XX年11月30日 東京都...
登録番号 T 123456...
領収書

品名	数量	単価	金額
ヨーグルト *	1	¥108	¥108
カップラーメン *	1	¥216	¥216
ビール	1	¥550	¥550
合計		¥874	¥874
8 % 対象		¥324	¥324
10 % 対象		¥241	¥241
* 軽減税率対象		¥550	¥550

内 消費税額
お預り
お釣

③ → ④ → ⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

インボイス制度

売り手の留意点

適格請求書発行事業者には、原則として、以下の義務が課されます。

- 適格請求書（又は適格簡易請求書）の交付

- 適格返還請求書の交付

返品や値引きなどを行う際に交付します

- 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付します

- 写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書・適格返還請求書）の写しを保存します。保存期間は、交付した課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間です。

買い手の留意点

買い手が消費税について原則課税を選択し、仕入税額控除を行うためには、原則として下記の条件があります。た

- 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存義務

- 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません

屋号を使いたい

個人事業主で屋号を使用して商売をしています。国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で、氏名と併せて屋号も登録したいです

個人事業者が適格請求書発行事業者の登録申請を行うと、原則として、登録番号と併せて、その個人の氏名が、国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます。

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

お店に屋号を使用している場合や、お店の住所を公表したい場合は、適格請求書発行事業者の登録申請と併せて「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出手続」を行う必要があります。



インボイス制度

期限付き特例

インボイス制度導入にあたり、激変緩和措置としていくつか期限付き特例が設けられています。代表的なものを見ていきましょう。

1. みなし仕入率80%	2. 仕入税額控除の特例	3. 1万円未満の取引の特例
<p>(2026/9まで)</p> <p>免税事業者がインボイス登録事業者になり、消費税を納税する事になった場合、簡易課税と同じ計算方法で、売上高の80%を仕入として消費税を計算できる特例です。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">— 売上110,000円 受取消費税10,000円— 仕入 11,000円 支払消費税1,000円 <p>特例で計算した消費税納税額</p> $10,000\text{円} - (10,000\text{円} \times 80\%) = 2,000\text{円}$	<p>(2029/10まで)</p> <p>インボイスが無くても、支払った消費税のうち一定の金額を支払消費税として計算できる特例です。</p> <p>企業がインボイスが無いことを理由に契約を継続しなかったり、値下げを要求するといった問題に対応するのが目的です。</p>	<p>(2029/10まで)</p> <p>税込1万円未満の取引については、インボイスが無くても支払消費税として計算できる特例です。</p> <p>企業が、少額取引しか無い零細事業主と契約しなくなる問題を考えた救済措置です。</p>

適格請求書発行事業者になると、消費税の申告納税義務が発生します。

消費税の計算方法には、「原則課税」と「簡易課税」があり、業種や経費等の発生状況によって、有利不利があります。

わかりやすさ優先で、用語や特例規定について説明を省略している部分があります。正確さよりも判断材料としてお使いいただくための資料となっておりますので、詳細は税理士にご相談ください。情報の正確性については慎重を期しておりますが、その正確性・信頼性等を保証するものではありません。

NPO法人 司法過疎サポートネットワーク

